

お客様各位

福島信用金庫

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

全国銀行協会は、2022年11月に電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を設立することになりました。これに伴い、全国各地の手形交換所は廃止され手形・小切手の交換業務はイメージデータで交換を行う取扱いに変更されます。お客様のお手続き方法に変更はございませんので、従来通り手形・小切手をお持ち込みいただけます。

なお、詳細は別添「電子交換所設立のご案内」をご覧ください。

1. 手形・小切手用紙への記入に関する留意事項

- ① 金額欄には、複記しないでください。
 - ② 黒塗り部分には、文字等を記載しないでください。
 - ③ 記名なつ印や金額、その他の記載はQRコード欄に重ならないようにしてください。
 - ④ 銀行渡り印等は、左上の小切手番号、金額欄に重ならないようご注意ください。
- ※ 2022年11月4日(金)以降お申込み分より、QRコード付きの新デザインになります。
 なお、すでにお持ちのQRコードの付いていない手形・小切手も引き続きご利用いただけます。

④ ~~銀行~~ ~~渡り~~ 小切手 全国 5001 1190-xxx

支払行 福島県福島市 福島信用金庫 ●●店

金額 ¥500,000 ※ (1) X ¥500,000

上記金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください

拒絶証書不要

振出日 令和 X年 X月 X日 振出地 福島県福島市 振出人 株式会社○○商店 代表取締役○○○○ (印)

福島市○○○町○○

QRコード欄 (印)

② X

No. 約束手形 No. DAXXX XXXXX 全国 5001 1190-xxx

収入印紙 (印)

株式会社 xxx 商事 金 額 (1) X 金壹百萬円 ¥1,000,000

支払期日 令和 X年 X月 X日

支払地 福島県福島市

支払場所 福島信用金庫 ●●店

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします

令和 X年 X月 X日

振出地 住所 福島市○○○町○○

振出人 株式会社○○商店 代表取締役○○○○ (印)

QRコード欄 (印)

② X

2. 金額のご記入方法

- (1) アラビア数字(算用数字、1,2,3…)でご記入の場合は、チェックライターをご使用ください。
金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」（カンマ）を印字してください。
- (2) 漢数字でご記入の場合は、文字の間をつめ、下表の漢数字のみを楷書で丁寧に記入してください。金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

	1			2				3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	
	7			8		9		10		100			1,000		10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

<その他> 金、円、圓(円の異字体)、億

3. お支払い可能日等の変更

電子交換所による手形・小切手の交換決済開始後は、支払場所が遠隔地の手形・小切手の一部は、お支払い可能日、時間が早まることがございます。
現在、福島手形交換所に加盟している支払場所の払戻可能日は、変更ございません。
なお、決済資金のご用意は、従来どおり支払期日までにご入金ください。

	変更前		変更後	
種類	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手形	福島	支払期日の翌営業日	全 国	支払期日の翌営業日 (13時以降)
	福島以外	支払期日の翌々営業日 または 支払期日		
小切手	福島	お口座ご入金 の翌々営業日		お口座ご入金 の翌々営業日 (13時以降)
	福島以外	支払金融機関に 郵送された小切手が 到着日以降		

※ 資金のお支払い可能日は、通帳の[摘要]欄に表示されます。

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客様の**手続方法等の変更は
ございません**。従来どおり、金融機関に
おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も
引き続き利用可能**ですので
ご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行**をご検討ください。



電子化することで、
こんなに利便性が向上します!

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください!

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。



金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

**電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を!**

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ



ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

**「電子交換所」
設立のご案内**



**2022年11月から、
手形の交換方法が変わります**

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

JBA
JAPANESE
BANKERS
ASSOCIATION

一般社団法人
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。



電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。